

可児市情報公開条例（抜粋）

（公文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公文書の公開の請求があったときは、当該請求に係る公文書に、次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、当該公文書の公開をしなければならない。

(1) 法令又は他の条例（可児市個人情報保護条例（平成11年可児市条例第23号）を除く。以下「法令等」という。）の規定により、公開することができないとされているもの

(2) 個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により、何人でも閲覧することができるとされている情報

ロ 公表を目的とし、又は公にすることを予定して作成し、若しくは取得した情報

ハ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職名及び氏名並びに当該職務の遂行の内容に係る情報

(3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

(4) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の事務又は事業（以下「事務事業」という。）に係る意思形成過程において、市の機関内部若しくは市の機関相互間又は市の機関と国等の機関との間における審議、協議、調査、研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、公正又は適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの

(5) 監査、検査、試験、契約、交渉、争訟、人事その他の市又は国等の事務事業に関する

る情報であって、公開することにより、当該事務事業の目的を失わせ、又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるもの

- (6) 市と国等との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが当該協議又は依頼の条件若しくは趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
- (7) 個人又は法人等から公開しないことを条件として任意に市に提出された情報であって、当該個人又は法人等の承諾なく公開することにより、当該個人又は法人等と市との信頼関係が損なわれ、将来その協力を得ることが困難になると認められるもの。ただし、第3号イ及びロに掲げる情報を除く。
- (8) 公開することにより、人の生命、身体、健康又は財産の保護、犯罪の予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生じると認められるもの